

令和 5 年度第 2 2 回庁議提案 審議・報告・その他
 提 出 日：令和 6 年 2 月 1 4 日
 担当部・課：産業部商工課〔内線 3 5 2 5〕

| | | | |
|--|--|------------------------|--------------------|
| ① 件 名 | | | |
| 石巻市勤労者生活安定資金融資制度の資金用途の拡充等について | | | |
| ② 施策等を必要とする背景及び目的（理由） | | | |
| <p>【背景】 本制度は、大企業と中小企業の福利厚生面での格差是正するために創設された制度であり、東北労働金庫が窓口となり市からの預託金に対し融資限度額を設け、低金利で中小企業の勤労者に対し融資を行っているが、近年は利用が低調に推移しており、利用しやすい制度内容への改正が必要となっている。</p> <p>【目的】 融資を希望する中小企業勤労者が利用しやすい制度内容に改正し、中小企業勤労者の生活の維持安定に寄与するもの。</p> | | | |
| ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性 | | | |
| <p>【根拠法令】 石巻市勤労者生活安定資金融資規則（平成 1 7 年規則第 1 8 4 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 4 章 多彩な人材が活躍し誇りと活気にあふれるまち 第 1 節 賑わいと活気にあふれる商工業の振興 2 就業環境の充実を図る</p> | | | |
| ④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。） | | | |
| 令和 5 年 7 月 県内実施自治体に内容等確認 7 月～ 東北労働金庫石巻支店と協議 | | | |
| ⑤ 主な内容 | | | |
| 1 現行 | | | |
| 資金用途 | 一般生活資金 | 教育資金 | 自動車資金 |
| 融 資 額 | 1 0 0 万円以内 | 3 0 0 万円以内 | 2 0 0 万円以内 |
| 貸付利率 | 2. 7 5 % | 1. 4 5 % | 1. 4 5 % |
| 資金用途 | 勤労者等の婚姻、出産、療養、葬祭、住居移転、住宅修理、災害復旧その他生活の安定のために必要な資金 | 勤労者等の学校等への入学又は在学に必要な資金 | 通勤に供する自動車の購入に必要な資金 |
| 2 拡充等の内容 | | | |
| (1) 一般生活資金 旅行、家電、家具の購入等、その他生活の安定のために必要な資金を明文化 (2) 教育資金 塾、講座受講、資格取得等、教育に関連する資金用途の拡充 (3) 自動車資金 車検、運転免許取得、タイヤ等、自動車に関連する資金用途の拡充 (4) 融資対象者の資格緩和 ・市町村民税の完納や連帯保証人を付すことは求めない。 ・各資金を重複して融資を受けることも可とする。 | | | |

| |
|---|
| <p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> |
| <p>【影響・効果】 資金用途の拡充や融資対象者の資格の見直し及び添付書類の簡略化等により、制度の利用が促進され、中小企業勤労者の生活の維持安定が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 なし</p> |
| <p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> |
| <p>1. 県内で制度を導入している自治体（14自治体） 宮城県、仙台市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、松島町、七ヶ浜町、利府町</p> <p>2. 拡充後の資金用途にて制度が運用されている自治体 8自治体</p> <p>3. 拡充後の融資対象者の資格等で運用されている自治体 13自治体</p> |
| <p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> |
| <p>令和6年2月 石巻市勤労者生活安定資金融資規則の一部改正 （施行予定年月日：令和6年4月1日）</p> |
| <p>⑨ その他</p> |
| <p>融資を受ける者は担保不要。東北労働金庫指定の保証機関を利用し保証料は東北労働金庫が負担。</p> |